平成２２年（フ）第８９９号
神戸市須磨区飛松町２丁目１番20―602号
債務者　ダンクフェスタこと　豊嶋　丈志
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９０６号
神戸市兵庫区鵯越町５番17号　吹原文化１Ｆ６号
債務者　横井　義信
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９０８号
神戸市垂水区本多聞４丁目１番254―701号
債務者　杉田　光正
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５８４号
兵庫県西宮市津門綾羽町６番21号
債務者　水谷　有子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６０１号
兵庫県尼崎市潮江１丁目４番３―602号
債務者　島尻　秀雄
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６４７号
兵庫県西宮市千歳町３番６号
債務者　吉川　淑香（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０号
鳥取県倉吉市福守町590番地　坂口方
債務者　上本　和江
1　決定年月日時　平成22年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第５２号
鳥取県倉吉市米田町722番地の２　市営住宅48号
債務者　辻　　正行
1　決定年月日時　平成22年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第５６号
鳥取県東伯郡北栄町瀬戸848番地
債務者　田中　陽子
1　決定年月日時　平成22年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第４８４号
広島市南区松原町３番14号
債務者　三田　正道
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４８５号
広島市南区松原町３番14号
債務者　三田　俊子
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９７４号
広島市安佐北区あさひが丘５丁目12番15―303号
債務者　松田眞喜子
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８４号
福岡県嘉麻市牛隈2510番地48
債務者　藤﨑　忠信
1　決定年月日時　平成22年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第８８号
福岡県嘉麻市牛隈2510番地48
債務者　藤﨑　由江
1　決定年月日時　平成22年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１０３号
福岡県飯塚市鯰田1261番地４グリーンコーポ101号、前住所福岡県飯塚市川津693番地35
債務者　臼井　理江
1　決定年月日時　平成22年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１０５号
福岡県飯塚市口原1278番地５
債務者　沖野　優紀
1　決定年月日時　平成22年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１９６号
福岡県久留米市日吉町10番地７、前住所福岡県久留米市城南町11番地16　コーポ鹿田402号
債務者　吉田　賢治
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２４８号
福岡県久留米市安武町安武本1232番地３
債務者　井上つたえ
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部